

食品安全委員会（第１０３９回会合）議事概要

日 時：令和８年１０月１３日（火） １４：００～１４：３４

場 所：食品安全委員会第一会議室

出席者：祖父江委員長ほか６名出席

傍聴者：一般１５名

- （１）食品安全基本法第１１条第１項第１号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・添加物 １案件

食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第１３条第１項の規定に基づき定められた「食品、添加物等の規格基準」（昭和３４年厚生省告示第３７０号）の改正

→消費者庁及び担当の頭金委員から説明。

本件については、食品安全基本法第１１条第１項第１号の「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当するものとし、リスク管理機関（消費者庁）に回答することとなった。

- （２）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・農薬 ８品目

フルチアセットメチル

プロパルギット

ペンシクロン

メソトリオン

スルホキサフロル

チオジカルブ及びメソミル

ニテンピラム

メフェントリフルコナゾール

→農林水産省及び消費者庁から説明。

農薬「フルチアセットメチル」、「プロパルギット」、「ペンシクロン」及び「メソトリオン」については、農薬に関する専門調査会において審議することとし、農薬第一専門調査会から農薬第五専門調査会までのいずれの専門調査会で調査審議するかについては、後日委員長が指定し、指定次第速やかに、本委員会において報告することとなった。

→担当の浅野委員から説明。

農薬「ニテンピラム」については、現時点で既存評価結果に影響を及ぼす可能性があることから、農薬第五専門調査会において審議することとなった。

農薬「スルホキサフロル」及び「メフェントリフルコナゾール」については、評価書の改訂を行わず、既存の評価結果を変更しないことから、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「スルホキサフロルの許容一日摂取量（ADI）を 0.042 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を 0.25 mg/kg 体重と設定する。」

「メフェントリフルコナゾールの ADI を 0.035 mg/kg 体重/日と設定し、ARfD は設定する必要がないと判断した。」

との内容をリスク管理機関（消費者庁）へ通知することとなった。

農薬「チオジカルブ及びメソミル」については、令和 4 年 1 2 月 20 日に評価要請の説明がなされていることから、農薬第五専門調査会において審議することとなった。

・ 動物用医薬品 1 品目

イコプラズマ・ボビス生ワクチン（シード）（プロティビティール）

→農林水産省から説明。

本件については、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

（3）その他

- ・ 農薬 2 品目「テブフェンピラド」及び「ホセチル」を調査審議する専門調査会の指定について

→祖父江委員長から報告。

農薬「テブフェンピラド」については、農薬第四専門調査会において、農薬「ホセチル」については、農薬第二専門調査会において、それぞれ調査審議するよう指定したことが報告された。